

OMIC Food Safety Newsletter No. 518 November 27, 2020

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加(違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)
(2020年11月上旬~中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
11/4	ネパール産とうもろこし (甘味種を除く)	アフラトキシン	引下げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000691049.pdf 基準値 10 µg/kg - ppb
11/10	韓国産にら	クロルフェナピル プロシミドン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000692672.pdf クロルフェナピル基準値 0.01mg/kg - ppm プロシミドン基準値 0.01mg/kg - ppm

2. タイ産品の輸入違反事例 (2020年11月上旬~中旬)

日付	品名	不適格内容	基準	検査の種類
11/6	ハトムギ	アフラトキシン 14 µg/kg (B1: 12.4 B2: 1.1) 検出	10 µg/kg	検査命令
11/6	レトルト殺菌食品: 野菜の調整品 (BAMBOO SHOOT IN WATER, IN POUCH)	成分規格不適合 (発育し得る微生物 陽性)	陰性	モニタリング 検査
11/13	レトルト殺菌食品: 野菜の調整品 (バーベキューコーン)	成分規格不適合 (発育し得る微生物 陽性)	陰性	モニタリング 検査

★ タイ保健省 食品からパラコートなどの検出禁止を告示

タイ保健省は2020年11月2日に新たに農薬5物質(クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェートまたはパラコートメトサルフェート)について、食品からの検出を禁止する旨、保健省告示第419号にて通知しました。同5物質については、2020年5月よりその使用と食品からの検出を禁止する告示案が公表され、7月まで意見公募が行われており、今回その告示案が最終化されています。適用は2021年6月1日流通分からとなっており、同日より5農薬の食品からの検出が禁止となります。また今回の告示で公表された分析法の検出限界は以下の通りです。

<検出限界>

農薬名	検出限界 (mg/kg)		
	果実、野菜等	穀類、豆類	肉、牛肉、卵
クロルピリホス	0.005	0.01	0.005
クロルピリホスメチル	0.005	0.01	0.005
パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェート又はパラコートメトサルフェート	0.005	0.02	0.005

詳細は以下のサイトをご参照下さい。(タイ語) http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf
(日本語仮訳) https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH419.pdf

★ バンコク支店からのお知らせ

海外貨物検査株式会社バンコク支店では、保健省告示第419号で定められたパラコート等の農薬を告示に準拠して分析が可能です。詳細はバンコク支店ラボラトリー一部まで、お問い合わせ下さい。

住所: No.12-14, Yen Akas Soi 3, Chongnonsri, Yannawa, Bangkok 10120

電話: 02-286-4120 ファックス: 02-287-5106

メール: labmk.th@omicnet.com / labmk2.th@omicnet.com / labmk3.th@omicnet.com

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No.519の発行は、2020年12月11日とさせていただきます。